

ブロードバンド基盤ワーキンググループ（第4回）

1. 日時：令和4年10月24日（月）10：00～12：00
2. 開催形式：WEB会議
3. 出席者：

<構成員>

大橋主査、相田主査代理、大谷構成員、岡田構成員、春日構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、佐藤事業政策課ブロードバンド整備推進室長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、西潟データ通信課長、山口電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、齊藤事業政策課課長補佐、加藤事業政策課課長補佐

【大橋主査】 皆様、おはようございます。大変お忙しいところ、御参集いただきましてありがとうございます。定刻ですので、ただいまからブロードバンド基盤ワーキンググループ第4回を開催させていただきます。

本日の会議もウェブでの開催ということになります。

まず、事務局から留意事項をお願いいたします。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日は、御発言に当たってはお名前を冒頭に言及いただきますようお願い申し上げます。

また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。

チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があればこちらも御活用いただければと存じます。

ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ではございますけれども、事前に事務局よりお送りいたしましたURLにもう一度ログインし直していただければ幸いです。

本日は、資料4-1、事務局資料として「ブロードバンド基盤ワーキンググループ 論点整理」をお配りしております。また、参考資料4-1として、第2回のワーキンググループにおいて構成員の皆様からいただいた御質問について、ヒアリング対象事業者等からの回答をまとめたものをお配りしております。こちらも本日の御議論に御活用いただけますと幸いです。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは早速ですけれども、本日の議事に入りたいと思います。

本日、議事は2つございますけれども、まず、ブロードバンド基盤ワーキンググループの論点整理ということで事務局から御説明をいただくのが1つ目の議事。2つ目で意見交換ということで進めさせていただければと思います。

まず、事務局から御説明のほう、お願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 総務省事業政策課の柳迫でございます。それでは、私から資料4-1の論点整理について御説明いたします。

まず、1ページと2ページが目次でございます。全体の論点としましては大きく7項目で構成しております。資料の枚数が非常に多いので、ポイントを絞って御説明いたします。

3ページを御覧ください。1つ目の論点は、第二号基礎的電気通信役務の範囲でございます。

論点1-1の2ポツ目でございますとおり、これまでの議論では、二号基礎的役務の範囲としてFTTHとCATVインターネットのうちのHFC方式を念頭に議論してきておりますけど、それ以外のサービスについてはどのように考えるかというものでございます。

具体的には、3ポツ目でございますとおり、FTTH及びCATVのHFC方式と代替可能な固定無線ブロードバンドを二号基礎的役務として位置づけることについて、どのように考えるかというものでございます。

この点につきまして、さらに一步踏み込んだものが5ページでございます。論点1-1-2の、固定無線ブロードバンド(地域BWA・ローカル5G型)についてでございます。

こちらにつきましては、1ポツ目でございますとおり、これまでのプレゼンの中で、ケ

ケーブルテレビ連盟から、一部のケーブルテレビ事業者において地域BWAやローカル5Gを活用した低廉で高速な商用インターネットサービスが提供されていることについて御紹介していただいたところでございます。

このような固定無線ブロードバンドを二号基礎的役務に位置づけることについて、どのように考えるかというのがここでの論点でございます。また、位置づける場合には、技術基準を含め、どのような点に留意が必要かというものでございます。

さらに、7ページを御覧ください。論点1-1-3の、固定無線ブロードバンド(MVNO型)についてでございます。

電話に関するユニバーサルサービス制度では、NTT東西は、メタル回線を撤去した場所などにおいて、制度改正によりまして、他の電気通信事業者の無線設備を活用したワイヤレス固定電話の提供が可能になってございます。

そういったエリアにつきましては、FTTH等の有線のブロードバンドの提供も極めて不経済になるということが考えられますので、NTT法の自己設置設備要件の制約はございますけれども、こうしたエリアで、NTT東西が他事業者の無線設備を用いて固定無線ブロードバンド(MVNO型)を提供することについて、どのように考えるかというものでございます。

また、3ポツ目でございますとおり、技術基準等との関係についてもどのように考えるかと論点を示してございます。

次に10ページを御覧ください。論点1-1-4、モバイルブロードバンドサービスについてでございます。

ここでは、モビリティのあるサービスが対象になります。モバイル分野の技術の進展が著しいということで、今後、モバイルブロードバンドサービスにおけるネットワークスライシングの技術の本格的な活用等の環境変化を踏まえながら、引き続きその位置づけを検討することが必要ではないかとしてございます。

11ページを御覧ください。論点1-2-1、卸電気通信役務を利用して、卸先事業者が提供する役務の扱いについてでございます。

こちらにつきましては、基礎的電気通信役務の利用者に対する適切性・公平性の担保ということで、約款の届出義務等が課されているところでございます。

この場合、利用者保護の観点からは、自己設置・接続・卸といったサービスの提供形態に関係なく、卸先事業者が提供する役務も約款の届出義務を課することが適当ではないかと

いうものでございます。

特にF T T Hの契約数全体では、N T T東西の光サービス卸の提供等によって卸先事業者が提供する割合が、下のグラフのとおり、既に半分を超えております。こういった中で、卸先事業者の提供する役務も二号基礎的役務として約款の届出義務等を課することが適当ではないかと。つまり、卸先事業者の提供する役務というのは二号基礎的役務に含めることが適当ではないかというものでございます。

13ページを御覧ください。論点1-2-2、卸元事業者により提供される卸電気通信役務の扱いについてでございます。

卸先事業者にとっては、この卸電気通信役務というのはエンドユーザーのサービスを行うために必要不可欠なものであるということを踏まえ、卸電気通信役務につきましても二号基礎的役務として位置づけることが適当ではないかというものでございます。

14ページを御覧ください。ここからが論点の2つ目、事業者規律の在り方でございます。

論点2-1が、契約約款の届出義務の適用範囲についてでございます。

卸先事業者が提供するサービスも二号基礎的役務と位置づける場合ですと、約款の届出義務の対象者がおよそ1,200者になると見込まれておりますので、エンドユーザーへの影響の大きさ等を踏まえて、約款の届出義務の対象となる事業者の範囲を限定することとしてはどうかというものでございます。

3ポツ目でございますとおり、例えばということで、契約数ベースで30万契約以上の事業者に届出義務を課するとしますと、届出義務が発生する事業者の数は大体20数者になります。

この20数者のユーザー数というのが全体のユーザー数のおおむね8割をカバーできる水準ということもございますので、例えば、契約数ベースで30万契約を基準としてはどうかというものでございます。

ただし、この場合でありましても、4ポツ目でございますとおり、約款の届出義務が課されない事業者につきましては、電気通信事業法の報告徴収の規定というのがございますので、それを行い、業務改善命令により必要な是正措置を行うことは制度上可能となっております。

16ページを御覧ください。論点2-2の技術基準等についてでございます。

1ポツ目でございますとおり、基礎的電気通信役務を提供する事業者には、技術基準の適合維持義務、技術基準の自己確認届出義務、管理規程の策定・届出義務、そして、統括

管理者や主任技術者の選任・届出義務などが課されております。

2 ポツ目にございますとおり、卸先事業者により提供される F T T H を二号基礎的役務に含めた場合、そもそもこの設備を設置していない卸先事業者に対して、技術基準適合維持義務等の適用の必要があるのかというものでございます。

3 ポツ目からが速度の問題でございます。F T T H や C A T V の H F C 方式を念頭に置いた場合、特に C A T V の H F C 方式は上りと下りで速度が異なるという問題がございました。

そういった中で、名目速度の基準としましては下り 30 M b p s を基準として、名目速度を設定することについてどのように考えるかというものでございます。

4 ポツ目、C A T V の H F C 方式に対する上り速度の担保という点につきましては、前回までの御議論でも相田主査代理からも御意見がございましたとおり、I T U 規格である D O C S I S に準拠することを要件として上りの名目速度を一定程度担保することも考えられますが、この点についてどのように考えるかというものでございます。

最後のポツは、固定無線ブロードバンドを二号基礎的役務に位置づけることとした場合、安定性確保の観点から、技術基準としてどのような要件が必要と考えるかというものでございます。

19 ページを御覧ください。論点 2 - 3、二号基礎的役務の提供区域の報告の手続についてということで、今回の改正電気通信事業法の中では、基本的には二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者が 1 者以下の提供区域を支援区域に指定するということになっております。

この回線設置事業者が提供する 1 者以下の提供区域は、町字単位で区域を指定するというのを念頭に置いておりますが、この場合、この回線設置事業者に、二号基礎的役務を提供している町字単位の区域の報告を求める必要がございます。

この報告の頻度につきましては、3 ポツ目にございますとおり、年度ごとに交付金の額が算定されることを踏まえると、例えば、年度ごとに年度末時点の提供区域を報告させてはどうかということと、町字単位の報告ということになりますと負担がかかるということもございますので、4 ポツ目にございますとおり、集計用の専用ツールを用いる等によって負担の軽減を図ることが必要ではないかということを示してございます。

23 ページを御覧ください。論点 2 - 4、不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの維持に関する計画の公表についてでございます。

これまでの議論を踏まえますと、2ポツ目にございますとおり、事業者等のプレゼンの中でも意見として出てきたところですけど、電電公社の時代に整備された全国規模の線路敷設基盤を活用して光ファイバーを整備しているNTT東西に対しては、引き続き大きな社会的役割が期待されるのではないかとございます。

この場合、NTT東西等に対して、不採算地域におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の策定・公表を求めることについて、どのように考えるかというものでございます。

他方で、今回の改正電気通信事業法の制度に特化した考え方になりますが、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の特別支援区域につきましては、やはり未整備エリアの解消等の副次的な政策目的がございます。

そうしますと、特別支援区域に係る第二種適格電気通信事業者の指定の要件として、特別支援区域における電気通信回線設備の整備・維持に関する計画の策定・公表を求めて、未整備エリアの解消状況というのを行政がしっかりと把握していく必要があるのではないかとございます。3ポツ目の趣旨でございます。

25ページを御覧ください。ここからが論点の3つ目、一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方でございます。

論点3-1が、支援区域の指定要件（①モデル上の赤字地域及び大幅な赤字地域）についてございます。支援区域としては、一般支援区域と特別支援区域の2つがございます。支援区域の指定に当たっては、2ポツ目にございますとおり、運用可能な最小の地理的単位である町字を単位として行うことが適当ではないかとございます。

3ポツ目は一般支援区域となるモデル上の赤字地域の特定、4ポツ目が特別支援区域となるモデル上の大幅な赤字地域の特定についての論点でございます。詳細は次の26ページを御覧ください。

まず、この一般支援区域を特定するに当たりまして、モデル上の赤字地域を特定する必要があります。このグラフにつきましては、縦軸が町字ごとの1回線当たりの二号基礎的役務の提供に係る平均コストを指しています。横軸は、右からコストの高い順番に全国の町字を並べてございます。

そういった中で、一般支援区域を特定するに当たって、この【A】と書かれているモデル上の赤字地域、こちらにつきましては、この青い横の点線の部分を1回線当たりの収入見込額となる額に設定してはどうかというものです。つまり、この青い点線を上回る部分

で1者以下の提供区域が一般支援区域になります。

特別支援区域を特定するに当たって、【B】と書いているモデル上の大幅な赤字地域は、さらにこの上の茶色の横の点線を上回る部分になり、そのうち、1者以下の提供区域が特別支援区域になりますが、この茶色の部分の水準をどう考えるかというところが、25ページの論点3-1の4ポツ目でございます。

ただし、この26ページの茶色の点線の部分の水準につきましては、ここをどう設定するかによって負担金の額に与える影響が大きいというところもございますので、モデル構築の状況を踏まえて、今後のコストの議論の中で引き続き検討してはどうかというものでございます。

25ページの論点3-1の最後のポツにつきましては、26ページのグラフの【C】の部分になります。

これは、モデルでコストを算定するといっても、地理的な特性を全て反映するのは難しいということで、一定の限界がございます。

そういった中で、例えば、【A】の区域にある未整備地域とか公設地域というのは、特別支援区域の副次的な政策目的である未整備エリアの解消ですとか、公設地域から民設地域への移行というのを促していく観点から考えますと、こういった【A】の区域にある未整備エリア、公設地域というのも、特別支援区域の中に参入してはどうかというものでございます。

27ページを御覧ください。論点3-2ということで、支援区域の指定要件（②1者以下の提供地域）についてでございます。

改正電気通信事業法では、支援区域というのは、二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者が1者以下であることを要件としておりまして、この1者をどうやってカウントするのかということがポイントでございます。

今回の改正電気通信事業法では、区域ごとに電気通信回線設備の規模、つまり、世帯ベースでどのくらい提供可能な電気通信回線設備を設置しているかという設備の規模要件と、役務の継続提供期間の要件、この2つが法律上の要件になっていまして、この規模と継続提供期間をどのくらいの水準にするかというのが、今回、省令で委任されている内容でございます。

こちらにつきましては、3ポツ目でございますとおり、競争中立性等の観点から、例えば、設備の規模の割合につきましては50%超、役務の継続提供期間については1年以上と

することについて、どのように考えるかというものでございます。

31ページを御覧ください。論点の4つ目、第二種交付金の支援対象者の要件でございます。

論点4-1は、第二種交付金の支援対象者の要件として、先ほどの論点3-2における支援区域の指定要件である1者以下の提供地域の1者をどのようにカウントするのと同じく、電気通信回線設備の規模と役務の継続提供期間の二つが改正電気通信事業法で要件として定められておりまして、具体的にどの水準に設定するのかというのは省令委任事項でございます。

こちらにつきましては、まず2ポツ目でございますとおり、本来であれば、100%整備した事業者に対して支援をするというのが望ましいと考えられますが、ブロードバンドサービスというのは電話と違いまして、そもそも未整備な場所や未提供の場所というのもそれなりにございます。そのため、支援の要件として100%の回線設備を設置していることを要件にしてしまいますと、例えば、まだ50%しか整備されていないエリアにおいて、支援があれば80%までは追加整備しようと考えている事業者がいても、100%まで整備しないと支援が受けられないということになり、なかなか整備が進まない可能性がございます。

今回のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、未整備地域が存在するという点において、過渡的な制度というふうに考えますと、回線設備の規模要件についてはもう少し低い基準が考えられるのではないかとということで、3ポツ目でございますとおり、NTT東西やケーブルテレビ連盟の御協力の下、サンプル調査をさせていただきました。

このサンプル調査では、一部整備済みの町字につきましては、NTT東西、ケーブルテレビ連盟、それぞれにおいて50%以上を整備している町字がサンプル全体の90%以上を占めているという実態がございましたので、そういったことを踏まえまして、今回の支援区域の要件となる回線設備の規模の割合につきましては、まず一般支援区域で50%を基準としてはどうかというものでございます。

4ポツ目は、特別支援区域につきましては、一般支援区域に比べて整備率が著しく低い割合の地域が多数存在するという点で、一般支援区域以上に整備率の向上が求められる地域であります。また、そもそもブロードバンドサービスが未提供な区域というのもございますので、そういったことを考えますと、当初は一般支援区域よりも低い割合の10%を基準としまして、今後の整備の状況を踏まえて、段階的な引上げを継続的に検討しては

うかというものでございます。

また、役務の継続提供期間につきましては、最後のポツにございますとおり、短期間で撤退するような事業者には支援する必要性が乏しいことと、年度ごとに交付金の額が認可されることを踏まえますと、1年以上としてはどうかというものでございます。

32ページを御覧ください。ここからが論点の5つ目の、交付金の算定の在り方でございます。

論点5-1-1が費用算定の対象設備についてということで、これまでの御議論を踏まえまして、3ポツ目にございますとおり、対象設備はアクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当ではないかとしてございます。

35ページを御覧ください。論点5-1-2の費用の算定方法についてということで、まず1ポツ目は、費用算定に当たっては事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当ではないかとしてございます。

2ポツ目は、他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備については、適切なコストドライバに基づき費用配賦することが必要ではないかとしてございます。

3ポツ目は、2つ留意点を示してございます。①として、ユニバーサルサービス制度の交付金と設備構築・更新等への補助金によって二重の支援とならないようにすること。②として、ユニバーサルサービス制度の交付金と接続料または卸料金の収入によって二重の支援にならないようにすることとしてございます。

4ポツ目は、利用部門費用の算定に当たっては、販売促進費等の競争対応費用は費用算定から除くことが必要ではないかとしてございます。

最後のポツは、こうした費用算定につきましては、負担金の額に与える影響が大きいということで、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることとしてはどうかというものでございます。

37ページを御覧ください。論点5-2-1、支援区域ごとの支援対象となる回線についてでございます。

今回の改正電気通信事業法では、一般支援区域については内部相互補助で維持できないところを支援するということですので、二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合に支援することになります。この場合、既存の回線と新規に整備する回線の両方の維持費用が支援対象となります。

特別支援区域につきましては、改正電気通信事業法において、二号基礎的役務全体の収

支が黒字の場合であっても支援対象とすることになっていまして、この収支が黒字の場合の支援対象の範囲が今回の論点でございます。

この点につきましては、特別支援区域は、未整備エリアの解消や民設移行を促していくという副次的な政策目的があるということを考えますと、これまで事業者において、新規整備や民設移行をしてこなかった地域は、事業者として内部相互補助を前提に維持することを想定していませんでしたので、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合は、そういった地域に限定して支援してはどうかというものでございます。

この場合、既存設備につきましては、これまで、交付金制度の創設以前から内部相互補助で維持してきたものですので、二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合には支援対象になりますが、黒字の場合は支援対象にしないということかどうかということが、ここでの論点のポイントでございます。

39ページを御覧ください。論点5-2-2の交付金算定の考え方でございます。

算定方式については、ベンチマーク方式と収入費用方式の2つがございます。ベンチマーク方式というのは3ポツ目でございますとおり、地域ごとの料金格差を一定の幅以下にすることを目的に米国で導入されたものでございます。

我が国でもブロードバンドサービスは、支援区域ごとに異なる事業者が二種適格事業者指定されることを前提とすると、地域ごとの料金格差を一定の幅以下の状態に確保するため、原則としてベンチマーク方式を採用することを念頭に算定方法を検討することが適当ではないかとしてございます。

4ポツ目は、例外として、特別支援区域というのはやはり副次的な政策目的として、未整備エリアの解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行というのを促していくということがございますので、特別支援区域の指定後に新規整備された回線設備ですとか民設移行した回線設備につきましては、例外的にモデルにより算定した収入費用方式を念頭に、算定方法を検討することが適当ではないかとしてございます。算定方式の詳細につきましては、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることとしてはどうかとしてございます。

41ページを御覧ください。ここからが6つ目の論点、負担金の算定の在り方でございます。

論点6-1-1、負担事業者の範囲につきましては、競争促進への影響や支援機関の徴収コスト等を考慮しまして、改正電気通信事業法では、ブロードバンドサービスを提供する事業者のうち、前年度の電気通信事業収益の規模が政令で定める基準を超えるものと、

定められてございます。

今後、政令でこの基準をどう設定するかということですが、4ポツ目でございますとおり、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、電話に関するユニバーサルサービス制度と同じように、前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者としてはどうかというものでございます。

43ページを御覧ください。論点6-1-2、卸元事業者の負担の範囲についてでございます。

ブロードバンドサービスにつきましては、NTT東西の光サービス卸の提供等によって卸先事業者が役務を提供するケースが増えております。そのため、支援機関が負担金を徴収するに当たって、卸先事業者を特定して徴収するというのは、やはり支援機関の事務負担が極めて大きいということが考えられます。

また今回、卸元事業者から卸先事業者に提供する卸電気通信役務につきましても二号基礎的役務と位置づけるのであれば、支援機関は、一義的には卸電気通信役務を提供する卸元事業者から第二種負担金を徴収することが適当ではないかというものでございます。これは電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ考え方でございます。

45ページを御覧ください。今度は論点6-2、負担金の額の割合の上限については、改正電気通信事業法の中で、政令で定める一定の割合を超えてはならないとされてございます。

この割合をどう設定するかということですが、こちら4ポツ目でございますとおり、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、電話に関するユニバーサルサービス制度と同様に3%以下としてはどうかというものでございます。

47ページが論点6-3-1、負担金の算定単位について、電話に関するユニバーサルサービス制度では、番号単価に稼働番号数を掛けて負担金を算定します。

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度につきましては、これまでの御議論を踏まえまして、1回線当たりの単価に回線数を掛けて負担金を算定してはどうかというものでございます。

49ページが論点6-3-2でございます。専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについてでございます。

専用役務や閉域網通信は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行うということでございますので、受益者負担の観点から、第二種負担金の算定単位

に含めることは適切かとしてございます。

また、2ポツ目にございますとおり I o Tにつきましても、特定の通信先に向けた通信に限定されるケースが多いこと、データ量が小さいケースも想定されますので、I o Tのサービスを負担金の算定単位に含めることについて、どのように考えるかということでございます。

3ポツ目は I o Tの別案としまして、I o T端末の通信に用いる複数回線と通常のブロードバンドの1回線を同じとカウントして、負担金を算定することについてどのように考えるかというものでございます。

最後に、51ページを御覧ください。論点の7つ目、その他ということで、利用者等への周知の在り方等でございます。

3ポツ目にございますとおり、利用者等に対して、どのような方法でどのような内容について周知を行うことが必要と考えられるかということでございます。また、周知を行う際に留意すべき点はあるかというものでございます。

全体の論点は以上でございます。よろしく申し上げます。

【大橋主査】 ありがとうございます。事務局におかれては、これまでのワーキンググループの議論を踏まえて、相当程度詳細に論点を詰めていただいたということでございまして、ありがとうございます。

それでは意見交換に移りたいと思いますが、論点、全部でその他にも含めて7つございまして、若干多いので、全体を2つに分けて議論できたらなと思っています。

まず論点の1から始めて、交付金の手前まで、だから論点の4までですかね、第二種交付金の支援対象要件というところまで、まず、1から4までで御議論させていただくのはどうかというふうに思っています。後段では残りの論点を含めてやるということではいかかかと思っています。

まず、本日、藤井構成員が御欠席ということで、事前にコメントを頂戴していますので、事務局から代読をまずいただければと思います。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日御欠席の藤井構成員から、前半の論点につきまして2点、コメントをいただいておりますので、この場で代読させていただきます。

1点目でございます。第二号基礎的電気通信役務の範囲（論点1-1-2、1-1-3）について。固定無線ブロードバンドの取扱いについて、地域BWA・ローカル5G型とM

VNO型に分けて整理することは、位置づけの違いもあり適切と考える。

地域BWA・ローカル5G型は、全国キャリアが提供するサービスと比べて、ユーザーの利用集中による性能変動も少ないことが予想され、しっかりした設備を構築することを前提にすれば、基礎的電気通信役務と位置づけることは問題ないのではないかと考える。

一方、MVNO型は、負担金の軽減のため、ワイヤレス固定電話同等の位置づけでの導入に意味があると思われるが、速度や安定性については実態を継続的に調査したほうがよいのではないかと考える。

今後の無線技術の進化を考えると、MVNO型を基礎的電気通信役務と位置づけられる時代は近い将来に訪れると考えられることから、制度が時代遅れにならないように技術動向を今後しっかりと見極める制度としてほしい。

以上が1点目のコメントでございます。

2点目のコメントを代読させていただきます。論点2-2、技術基準等について。下り回線30Mbpsの名目速度は、ブロードバンドサービスとして必要十分な値になっているものとする。上りの基準は、HFC方式のCATVはシステム上、速度が出づらいことは理解でき、DOCSISで規定することは一つの基準として考えられる。

固定無線の技術基準は、上りがHFC方式のCATV以上の速度が出ることが自明であれば、下りの基準のみでよいものとする。

以上、2点目でございます。

事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、本日御出席の構成員の皆様方から、御意見なり御質問なりをいただければと思います。御発言希望の場合はチャット欄にその旨書き込んでいただければ、私のほうから指名をさせていただきます。

それで、ヒアリング対象者の方からの御回答も踏まえて、オブザーバーの皆様にも御意見いただければと思いますので、併せてよろしく願いいたします。

それではまず、ありがとうございます、相田主査代理からお願いします。

【相田主査代理】 相田でございます。私からはどちらかというとエディトリアルというのでしょうか、用語をもうちょっと整理いただきたいということなんですけれども、例えばスライド19ページ目、下から2行目のところに、年度末時点での提供区域を報告させてはどうかと書かれているんですけども、これより前のほうでもって、卸先の役務も第

二号基礎的電気通信役務という扱いにしましたから、この提供区域ということだと、そこまで入ってしまう可能性がある。

実際には事業者によって、ある地域では自前の設備で役務を提供し、別の場所では卸を受けて卸先として役務を提供するというようなケースがあり得るというようなこともありますし、あと、ここら辺のところでもって、この「二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者」というのがたくさん用語として出てくるんですけども、後ろの32ページ目とか37ページ目を見ますと、この二号基礎的役務の提供に係る回線というのにはアクセス回線と海底ケーブルというようなのがあって、ここで言っている「二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者」というところにどこまでが含まれているかということがあまり明確でないということなので、例えばということであると、「特定アクセス回線設備」とか「特定海底ケーブル設備」とか、何かそういう新しい用語を作っていただいて、その特定アクセス回線の設置状況を報告させるとか、何かそういうような言い方にさせていただくほうが、この内容というのを適切に表現できるんじゃないかなということで、御検討いただければというふうに思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。大部にわたる詳細な詰めをしていただき、どうもありがとうございました。

私の発言は7ページのところで拾っていただいているんですけども、ここはMVNO型の固定無線ブロードバンドについて、ワイヤレス固定電話を提供可能なようにできないかという提案をさせていただいているんです。

親会に当たるユニバーサル政策委員会で、今年の春に随分時間をかけてワイヤレス固定電話については慎重審議をして、提供可能な状態に持ってきたわけでございます。

この時には、音声とFAXに閉じた制度として、NTT法の制約下で自己設置をしながら、モバイル網について卸役務の提供を受けるという形でサービスを可能にしているんですけども、データ通信については、今申し上げたFAXサーバーをつけたFAXのみが通じるようになっていて、ほかのブロードバンドは提供できないようにしてあるということでございます。これは他事業者の強い要望もあったし、取りあえず現状のPSTN相当

のサービスができるということを前提に制度化したわけです。

ただ、この自己設置の制約がやっぱり大きくて、結構なコストがかかってしまうということが次第に分かってきて、シミュレーションの結果としては10年たってようやく10万回線の需要があって、そして10年経たないとコスト削減効果が生まれてこないということで、ソフトバンクから、接続料がそれで上がるというのは、効率化を目途として導入した制度で結果的に上がってしまうのはけしからんというお叱りを受けて、現状の水準をキャップとして、それ以上値上がりしないような仕組みを導入したわけです。

ここで現状の法制度を重く見るかどうかということにも関わるわけですがけれども、ユーザーの最終負担を考えると、やはり設備を打ったことに伴って、その設備が有効に活用できるという状況を実現すべきなんだろうと私は思うんです。

その意味では、せっかくモバイル網について卸役務の提供を受けながら、使っているのはFAXのデータだけという状況を一步踏み込んで、フルサービスをできないだろうかということを検討いただきたいと思っているんです。

実はこのワイヤレス固定電話は最大で60万回線というふうに言われていて、そのうちユニバの補填対象数の回線数、全体で26万回線ありますが、そのうち一致するのが最大13万回線というふうに言われていますので、ここに蟻の一穴を開けても、ブロードバンド各社にとってシェアを奪われるという範囲もそうそう大きくないだろうというふうに考えられると、ブロードバンドについても、この1-1-3の7ページの2番目の黒丸にありますように、有線ブロードバンドの提供も極めて不経済になると考えられるという指摘はそうそう間違っていない。そこにNTT法の改正を含めるということになると思いますが、固定無線ブロードバンドのMVNO型を提供するというところに道を開くことの検討をぜひ進めていただきたいというのが私の意見でございます。

以上でございます。

【大橋主査】 丁寧ありがとうございます。後ほど、事務局からコメントもいただきたいと思えます。

【関口構成員】 ぜひこの際、オブザーバーの皆さんからも御意見賜ればと思っておりますので、まずはNTT東西がどのようにお考えなのか。それから、それを受けて他事業者たちからも、それに関するコメントを頂戴できれば幸いです。

【大橋主査】 ありがとうございます。後ほど、オブザーバーの方には挙手ベースで御発言をいただければと思えます。

続きまして長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田でございます。関口構成員のお話、ごもつともだなと思って伺っておりました。藤井構成員や皆さんのお話もそうだと思うんですけども、無線の利用については、やはり積極的に、既にこの段階で考慮に入れていくということが大切ではないかというふうに思っています。

私の知人なども、いわゆるユニバの対象になる地域ではないですけれども、住宅の事情や、それからマンションの割と古いタイプのもので有線のブロードバンドが引けないというような状態の中で、無線で十分に電波をきちんと受けることができ、お仕事もできているという方たちが何人かおります。

そういうことも含めてどんどん技術が発展していくという中では、ぜひこれから、対象外ですというふうにするのではなく、もうこの段階から積極的に活用を考えていくべきではないかと思っています。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。今いろいろ意見が出ている無線の点についても、長田構成員の御意見にも賛同するところでございます。

私からはちょっと違う観点で、論点で言いますと2-4ということになると思いますが、特別支援区域の整備計画の公表についてでございます。

こちらの3ポツでまとめていただいているように、特別支援区域で交付金を受ける指定要件として、その特別支援地域の整備計画というのを公表することを要件とすることについて、基本的に賛同の考えでございます。

地域に住んでいらっしゃる住民の方であるとか、あるいはその自治体における開発の計画などを考えますと、できるだけ将来にわたっての予測が可能となるような計画を明らかにしていただくことによって、地域そのものがどのように発展していくのか、維持されるのかということも明らかになってまいりますので、それなしに指定するという事は難しいと思っております。

他方、一旦出された整備計画というものが、容易に撤回できたり変更がなされたりするということになりますと、その自治体であるとか住民の方にとっては大きな影響が考えられますので、一定程度信頼性のある計画でなければならないと思っております。

計画である以上、撤回や変更といったものをゼロにすべきというところは言えないわけ

ですけれども、変更や撤回をしなければいけない事情が生じた場合のルールも含めて、議論しておくことが必要ではないかと思いましたので、一言述べさせていただきました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて林構成員、お願いします。

【林構成員】 林でございます。ちょっと回線が不安定なので、音声のみで失礼させていただきます。

御説明ありがとうございました。丁寧に御説明をいただいて、論点が非常にクリアになりました。

基本思想としては、電話のユニバの先例が妥当しそうな部分につきましては、そのロジックを援用して、同じ考え方を展開しているということが関係者間で共有しやすく、基準の予見可能性というものを高めているというふうに拝察しました。

その上で幾つか、質問とコメントをさせていただければと思うんですけれども、無線の点は私も他の構成員方の御意見に賛成で、技術中立性の観点から、最初から排除ありきで議論すべきではないというふうに思います。

その上で私から、細かい話なんですけれども、事務局資料の論点整理の23ページ目の、2つ目の米印のところについてです。あるいはスライド37、39にも関係する内容なんですけれども、先ほど申しました現行の電話のユニバの先例で申しますと、電話のユニバの場合は赤字地域の収支だけじゃなくて、基礎的電気通信役務の収支表によって、基礎的役務の全体にかかる部門別収支というのが公表されているというふうに理解しています。

電話のユニバの場合はNTT東西が交付金を受けているわけなんですけれども、これ、私、ここのワーキンググループでも以前申したと思うんですけど、毎年何百億円という赤字が続いている中で、赤字のうち8分の1程度しか補填されていないということだったと思います。交付金の使途も赤字の補填というふうに位置づけられていると思います。

その電話の先例を踏まえての確認的質問なんですけども、今般成立した改正電気通信事業法の第110条の3ですか、これで、第二種適格電気通信事業者の指定という部分によりますと、文言は「申請に係る基礎的電気通信役務」とありますので、ブロードバンドユニバの場合は、電話と違って申請する、その町字に関する収支しか公表されないというふうに読めますので、そういう理解でよいかというのが質問です。

私の限られた理解だと、ブロードバンドというのは先ほど御説明があったように支援対象というのが町字単位になるので、そうするとブロードバンドの収支も申請単位である町

字単位になるのかなというふうに思っているんですけど、そういう理解でよいかというのが質問です。

その上での、以下はコメントなんですけども、つらつら考えますと、今回はいわゆる黒字の全国事業者でも特別支援区域の適格電気通信事業者として支援を受けられるということになるわけですが、それはそれでよいとして、申請単位が町字であったとしても、全国事業者自体の二号基礎的役務全体としては黒字ということも十分考えられますので、もしそうだとすると、これは国民への説明責任という観点からも、特別支援区域で支援を受ける、手を挙げるという場合は、二号基礎的役務全体に係る部門別収支というの公表すべきではないかなというふうに思います。

つまり、改正事業法の第110条の3の、先ほど言及した第1項の第1号に、「総務省令で定めるところにより、申請に係る第二号電気通信役務の提供の業務に係る収支の状況、その他総務省令で定める事項を公表していること」とあるわけですが、その他総務省令で定める事項について、これは特別支援区域の適格電気通信事業者に対する二号基礎的役務全体に係る部門別収支というものを含めて、これは定めるべきではないかというふうにも思うんですけども、この点、事務局、あるいは事業者様になるのでしょうか、もし御意見があれば御教示をいただければと思います。

すみません、長くなりました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。三友構成員、お願いします。

【三友構成員】 三友です。ありがとうございます。今回の取りまとめは大変広範囲に渡りまして、かつ非常によく書かれていると思いますし、特にこれまでなかなかこの議論の中で取り上げられなかった競争中立性、あるいは技術中立性ということに関しても配慮していただいているという点で、大変ありがたく思っております。

私からは、競争中立性という観点から一つだけ、地域のまさにローカルエリアにおいての競争というのがどういうことなのかということに関連してコメントを差し上げたいんですけども、例えば27ページに、一般支援地域あるいは特別支援地域の指定の在り方という項目がございまして、一番最後のポツのところに関連するのですが、競争が起こるかどうかというのはこれは分かりませんが、競争の中身も、本当にビジネスベースで新たにその地域に参入するという、まさにビジネスベースでの、ある意味での「よい参入」みたいなものがある一方で、場合によってはですけども、悪意の参入といえますか、相手を潰すための参入みたいなものもあり得るわけでありまして。

この最後のポツのところに書いてありますように、2社がいた場合に、片方が支援を受けて片方が受けられないという状況は、これは競争中立性の上では問題だというふうに私も思います。

ただ、それをじゃあどういふふうに判断するかというのは、これは非常に難しい問題だと思ひまして、ここに一つの例として下線が引いてある最後のフレーズ、例えば当該割合は50%超、当該期間は1年以上というような基準が書いてございますけれども、この50%というのがどういふ50%かによって大分意味も変わると思ひますし、当該期間というのはあるインターバルだけを見るということになると思ひますけれども、競争の進展というのはある程度タイムスパンで見えていかないとはいけませんので、そういったところを、この部分はもう少し慎重に検討したほうがいいのではないかとこのように思ひます。

私の意見は以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。次に岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。もう私も言いたいこと、もうほとんどオーバーラップしておりますので、簡単なコメントにとどめたいと思ひます。

今回、論点整理をしていただきまして、とりわけ無線を含めた技術中立性に対して大変細やかな配慮をしていただいているという点、本当に感謝申し上げたいと思ひます。

とりわけ技術の変化が早い無線という技術の取扱い方については、ブロードバンドの普及を進めるうえで非常に重要な論点に今後ともなっていくということで、継続的な審議が必要だと思ひます。

そういう点で、今回きちんと論点を地域BWA・ローカル5G、それからMVNOという形で、分かりやすく論点の筋道が通るような形で整理していただいたことは大変有益だったと感じております。

その点、もう全て、今までコメントされた構成員方とほぼ異論ございません。全く同様に感じているところです。

細かいことで、23ページでしたか、事業者規律の在り方で、今後のブロードバンドサービスの維持に係る計画の公表の在り方をどう考えるかという論点が提示されております。

2ポツ目がNTT東西に関するNTT法に基づく計画の策定・公表、3つ目が事業法に基づく特別支援区域に係る計画の策定・公表。こういう立てつけになっているわけですが、これも今申し上げた無線技術の利用可能性ということ踏まえて、計画の策定・公表というのを考えていくことが求められるのではないかと思ひます。

そういう点、技術基準等にまだ流動性のある状況の中で、こういう計画の策定・公表を求めるといことは、相当柔軟な枠組みで行うということが必要ではないかと思ひます。

そういう場合、ちよつと法律的な議論は分かりませんが、NTT法に基づく場合と事業法に基づく場合でどのようなニュアンスの違いが生じてくるのか、ちよつと私にはよく分かりかねるところですので、そういう点も不透明さがない形できちんと詰めて、論点が整理されていければいいなど、そんなふうに感じています。

私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 私のほうから、もう大分、構成員方のお話と重複していますので簡単にだけ申し上げますけれども、2点ほどありまして、1点目が、無線を積極的に取り入れていく、これはもう日本が諸外国に比較して遅れを取らないためにも非常に大事な観点だとは思ひます。

ですけれども、今の段階で、ある程度具体性がないと制度に落とし込めないという部分もござひますし、その点で申し上げますと、ケーブルテレビ連盟さんがいろんな技術基準であるとか、速度の設定であるとかについての案を提示されていますので、こちらについて取り入れていくことというのはリーズナブルなのかなと思ひます。

一方、通常のコニバーサルサービスとの比較で申し上げますと、論点1-1-3に関わる部分というのは、まだちよつと時期尚早かなと。

何が言ひたいかといひますと、やはり今までの議論でも出ていましたけれども、先ほどの計画の失敗の例もそうなんですけれども、柔軟に機動的に見直しをできる体制というのをつくっておくということをおンセンサスとして持っているということが非常に大事なのではないかなというふうにお思ひたというのが、まず1点目でございます。

それから2点目なんですけれども、卸先の事業者にお規律を義務づけるというのは、やはり立てつけ上、一応、手を挙げてサービス提供をしていただくというふうな全体の流れになっている以上、避けて通れないのかなというふうにお思ひます。なので、ここについても賛同いたします。

ただ、後のほうで、後半部分の議論に関与するところなんですけれども、規模とか負担金の収集の仕方なんかで、簡素化のほうも同時に考えていただひているということですので、何とかこの辺で事業者の負担が軽くなって、折り合ひがつけばいいなというふうにお感じたところでございます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

もしよろしければオブザーバーの方も、御発言の御希望ありましたら、ぜひお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【西日本電信電話株式会社】 NTT西日本の藤本でございますけれども、よろしいでしょうか。

【大橋主査】 はい、どうぞ。

【西日本電信電話株式会社】 ありがとうございます。先ほど、関口構成員のほうから御質問、コメント頂戴いたしました。こちらにつきまして、私のほうから少しお答えさせていただきます。

無線を用いたというところのブロードバンドについてどう考えるかというところがございますけれども、まず、当社NTT東西の基本的なスタンスとしましては、これまでも申し上げましたとおりですが、デジタル田園都市構想の実現に向けまして、各自治体と連携の上、ブロードバンド基盤の整備、それから維持というものに積極的に取り組んでまいるという考えでございます。

その上で、先ほど関口構成員から御質問賜りました、ワイヤレス固定電話と同様の方法で、すなわち無線によるブロードバンドサービスを提供していくということについて、どうかということがございますけれども、おっしゃっていただきましたように、NTT法で規定されております設備の自己設置要件など、幾つか整理をいただくことが必要な課題もあるという点については認識をしているところでございますけれども、当社としましては、無線によってブロードバンドサービスを提供できるということになりますと、有線・無線を問わずに、コストミニマムな手段を活用することによって、より一層効率的な整備や維持が実現可能になるものと、率直に考えておるところでございます。

また、ひいては、こうした取組がブロードバンドサービスの一層の普及・拡大につながっていくことにもなろうと思われまますので、当社としましても、そうした御検討をぜひお願いできればと考えるところでございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それではソフトバンクの山田オブザーバー、お願いします。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクの山田です。ありがとうございます。関口先

生からいただいた件についてコメントをさせていただきます。

ワイヤレス固定電話に使われている回線をブロードバンドのほうにも利用するというところについて見解をとということでございましたが、可能性はあると思っております。

というのも、私の認識では、ワイヤレス固定電話については携帯電話の回線を用いていますけれども、いわゆる屋内浸透であるとか、その辺りの無線に関する課題というところについては、今回のワイヤレス固定電話について、NTT東西が責任を持って有線と同等に品質を確保するというような前提で許容されたということを考えてみると、通常の携帯電話とはまた少し区別して考えることができるのかなと考えておりますので、検討の余地というか、検討することはありだと思っております。

ただ、その際に考えていただきたいのは、もともとやはりNTTというのは自己設備設置が原則というようなNTT法の条件がございますので、その辺りの現行の法令との関係性というのと、あと、あくまで、ブロードバンドに使われる回線というのが家庭のみで使われるということであれば検討の可能性はあるかなと思うんですけど、例えばワイヤレス固定で用いているSIMをそのまま外にも持ち運びができて、家では固定回線で、外に行くとき移動のように使われるような、ちょっと古い言葉だとFMC的な、そういうような用いられ方ができるということになると、ちょっと話は違って来るかなと思いますので、先ほども申し上げたNTT法での決まりということと、あとは、実際にそれによってその地域での競争環境にどういう影響があるかということをきちんと考慮した上であれば、いろいろと検討することはできるのではないかなと考えております。それが一つです。

すみません、もう一つ、関口構成員の御質問とは別のところで一点、今回整理された点についてコメントさせていただければと思います。

事務局の資料の14ページでございます。契約約款の届出義務の適用範囲についてなんですけれども、私どもとしては、もともと二号基礎的役務については設備設置事業者に係るべきだという主張をしてまいったところではあります。

ただ今回、このように卸先事業者も含めるというような整理の方向性が出ておりますので、そちらを前提として、この部分についてコメントさせていただければと思います。

今回、卸先も全て含む前提において、届出対象を契約数の大小で切り分けるという案が出ており、届出対象外となる事業者に関する利用者保護の措置というのは、論点2-1の4ポツ目にあるとおり、報告徴収を行って、業務改善命令で必要な是正を行うことが可能であると記載がございます。

私どもとしまして、もともと利用者保護の点についてはこちらの4ポツ目のような形で行えるかなというふうに考えておりました、それが今回、参考資料の4-1のほうに、私どもとして、第2回会合の追加質問の2の大谷構成員の質問に対して、このような回答をしております。

すなわち、利用者保護の観点からいうと、必ずしも約款の届出というのは必要はなく、こういった事後的な措置で賄えるということであれば、届出が必要な事業者の切り方として、契約数というのも一つの案ではあると思うんですけども、ほかにもいろんな切り方があり得るんじゃないかなとは思いました。

例えば、もともとここでは、適格電気通信事業者になり得る人が届出をすればいいんじゃないかというような提案をさせていただいているんですけども、契約数という切り方が本当にいいのかどうかというところは、もう少しいろいろと検討の余地があるのではないかなというふうに思いました。

すみません、長くなりましたが以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それではKDD Iの山本オブザーバー、お願いします。

【KDD I株式会社】 KDD Iの山本です。私のほうからは、モバイルブロードバンド、ブロードバンドのモビリティのあるほうの件についてコメントさせていただきます。2点、観点がございます。

1つ目の観点が、NTTにとっての代替手段としての議論が1つ。もう1つが、そもそもモバイルのブロードバンドというものが、そもそも国民生活に不可欠かどうかという根本の議論、この2点について述べさせていただきます。

まず1点目につきましては、先ほど関口構成員のほうからも御指摘をいただいております、マーカもつけられていますが、代替手段として無線を活用する検討です。

固定電話につきましては、関口構成員がまさにおっしゃられたとおり、制約をわざわざ設けて、これは音声という形に、念頭に置いての制度設計でございます。こちらの制約を取っ払う形によって、無線のブロードバンドについても活用できるようにというのが構成員の御指摘だったかなというふうに理解をしております。

こちらのほうも、私どもとしてもそれ自体は否定するわけではございませんで、特定的前提条件のうちに限定的に用いるということについては、これは否定しないというふうに前回申し上げた次第でございます。

ただ、ユニバーサルサービスとしてのNTT東西の責務としてのモバイルの利用について、もし制度整理をしっかりとするのであれば、それはNTT法の固定電話と同じように、NTT法の中で、あまねく提供義務のところをブロードバンドというのも規定して、初めて整合する、じっくりくるというふうに考える次第でございます。これが1点目です。

もう1点目が、モバイルのサービスがそもそも不可欠なサービスかどうか。

これは技術革新を踏まえて、事務局の説明資料にもございましたとおり、5G、あるいは今後のBeyond 5G、あるいはスライシング技術といったものを念頭に置くと、いろいろとこれからモバイルというものがどンドンどンドン進化していくであろうという観点での、今後に向けての議論だと思います。

モバイルにつきましては、これはNTTもおっしゃっていましたが、デジタル田園都市国家構想という政府の大きな方針がありますので、私どもモバイル事業者としても、5Gのエリア展開というのを一所懸命進めているところでございまして、今後積極的に投資を活性化させて、エリア展開に貢献させていく所存でございます。

その際に、スライシング技術みたいな最新技術みたいなものを使ったサービスというのも、今後展開させていただく。

ただ、問題はこういった帯域保証みたいなもの、これをどういうふうにサービス化していくかというのは、各社これから検討されていく。ある種、同じ5Gでもネットワークの作り方といいますか、ここに戦略性みたいなものもあって、それをどういうふうにサービス化するか。例えばオプションとしてプレミアム感を出すのか、そうではないのか、基本料に含めるのか、こういったサービスの設計そのものの議論になります。

ですから、こういった最新の技術をプレミアムのオプションとしてやるという話になりますと、この不可欠な、あまねく提供するという話と、ややコンセプトが変わってくるところもございまして、こういった不可欠なもの、あまねくといった形で必要なサービスの品質というのをどこに置くのか。こういったものは慎重に今後も議論していかなければと思っております。

山本からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それではオペページの篠原オブザーバー、お願いします。

【株式会社オペページ】 オペページの篠原でございます。本日はどうもありがとうございます。

私からは23ページ、御意見頂戴しておりました不採算地域における計画の公表についてという部分について、コメントさせていただければと思います。

ここにつきましては、計画の内容とか、この中身次第だとは思いますが、それによって各事業者の事業活動とかを縛ったり、そういう影響が及ぼす懸念もあるかなと思いますので、その中身次第では、義務とするのか、あるいは任意とするのか、その辺の検討を慎重にしていく必要があるかなというふうに考えてございますので、考慮いただけたら幸いです。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

以上、前半について御発言希望の方には、全て御発言いただいたのかなと思っています。

残りのお時間で、後段、論点5以降についても併せて御発言いただければなというふうに思っています。あるいは、前半の論点で言い残したことがあれば、そこも併せて御発言いただければと思っています。

まず構成員の方々から、交付金の在り方以降の論点、あるいは前段の論点を含めて、御発言希望があればいただければと思います。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。後段の論点につきましても、藤井構成員から一点コメントをいただいておりますので、この場で代読させていただければと思います。

【大橋主査】 はい、よろしく申し上げます。

【加藤事業政策課課長補佐】 代読させていただきます。

論点6-3-2、専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱いについて、ブロードバンドサービスの受益者とはみなせないものを除外するのは妥当な考え方と思う。

運用時には、どのような要件で除外対象のサービスを決めるのかを明確化する必要があると考えられ、あまり複雑とならないような基準をどうつくるかが課題である。

コメントは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、後段を含めて御議論いただければと思っていますので、まず相田主査代理、ありがとうございます。

【相田主査代理】 相田でございます。ただいまの、ちょうど藤井構成員とも関係するところなんですけど、49ページ目、この1ポツ目の専用役務や閉域網通信、これはいいか

なというふうに思うんですけども、2番目のポツですね、特定の通信先に向けた通信に限定するという事でI o Tを規定できるかということについて、ちょっと懐疑的でございまして、例えばペットの見守りカメラですとか、最近ですとウェブ会議専用の端末とかというようなものも出てきていますけれども、ここら辺は、ネットワーク的には通信している相手というのはクラウドの特定のサーバー、ほぼ固定なんです。

ところが、契約者がサーバーにアクセスすると、サーバーの場所でもって必要に応じて解像度の変換等々を行って、ペットの様子を見ることができる。まさに世界中どこからでも接続できるというブロードバンドのメリットを生かしたサービスというふうに言うことができる可能性があるということでございます。

参考ということで、下のところに高速度・低速度ということの分類が書かれていて、結局速度で分類するのが一番すっきりしているのかなというところで、下の表のところではI SDNと書かれているのが、2Bチャンネルの部分だけで、帯域保証の128K b p sということになりますので、インターネット系の帯域保証のないサービスですと、それに該当するのが256K b p sなのか512K b p sなのか、M b p sまで行かないものは大体それに分類してもいいのかなというふうに思いますけれども、そういう低速度のものは負担金対象から外すというのが一番すっきりしているかなと。

もちろん、もっといいアイデアがあれば、それを採用することについてやぶさかではございませんけれども、そのように考えましたので、ちょっとコメントさせていただきました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかの構成員の皆様方から、もし御発言希望があればいただけますでしょうか。

林構成員、お願いします。

【林構成員】 ありがとうございます。私も49ページ、特に50ページの部分が個人的に少し気になったところとしてございます。

先ほども御議論あったように、私も現在のI o Tサービスの大宗が、特定の相手方のみと通信を行う構成、すなわちインターネットを経由しない閉域接続であるということに基本的に着目すべきではないかというふうに思っています。

閉域接続というのは、特定の接続先とか利用用途に限定されていますので、そういう接続構成を取るI o Tサービスというのは、インターネットを経由したブロードバンドサー

ビスの提供に係るネットワークの価値が高まるというふうには必ずしも言えないので、ブロードバンドユニバの制度趣旨、すなわち、ブロードバンドサービスの提供に係るネットワーク価値が高まることで受益する者全体に応分の負担を求める受益者負担制度、この対象とすることには基本的にはなじまないというふうに思います。

この結論自体は、たしかKDDIやソフトバンクも主張していたと思うんですけども、その理由づけというのは、インターネットを経由しないという閉域接続と、それからブロードバンドユニバの制度趣旨、これとを関連づけて説明するというのがすっきりくるのかなというふうに思います。

ただ、IoTサービスというのは、先ほど相田主査代理もおっしゃったように、利用形態であるとか利用者も多様で、その詳しい利用実態ということについて私自身、非技術系なものですからよく分かっていないというところもございます。

このことに関連して、藤井構成員のおっしゃるように、負担の対象となるIoTサービスの定義の問題もあると思います。

ただ、今これを議論し出すと、やや收拾がつかなくなるおそれがあるのかなという気がしますので、非常にサービスの展開度合いも早いですので、これは今後、継続的に議論すべきだというふうに思います。

加えて提供事業者も、MNOだけでなくMVNOも存在していますので、主要な利用事業者とかMVNO事業者に、今後継続の検討の機会があれば、そういった主要な利用事業者であるとかMVNO事業者に一度ヒアリングの機会を設けるのもいいのかなと。

このワーキングで設けるというのはちょっと時間切れで難しそうですので、別の検討の組織があればそこで検討していただきたいというふうに思います。

以上の点について、KDDIとソフトバンクの見解は、既に私は理解しているつもりなんですけれども、NTTグループ、特にNTTドコモの見解を、まだこの場では聞いていないので、後で、どういった見解をお持ちなのか聞かせていただけると、既存の3社の御意見が横並びで比較できますのでありがたいなというふうに思っています。

それから、すみません、もう一点だけ。前半の部分のところで少し言い漏らしたんですけども、14ページ目のところですけども、私はこの間ずっと申し上げていますように、卸電気通信役務も二号基礎的役務として位置づけることが適当だというふうに思っています。

その上で、14ページの3ポツ目のところで、先ほど御議論があったところですけども、

私は、契約数ベースでカバーできる基準を定めて届出義務の対象を限定するということは合理的だというふうに思っています。

ただ、理念的には、あるいは理想論的には、シェアの度合いによらずに卸先・卸元を問わず事業者が全て規制に従うべきだという、長田構成員の御意見があったと思うのですが、そこが多分、理念的あるいは理想的には正しいのだろうと思うんですけども、やっぱりちょっと、先ほど春日構成員もおっしゃったように、実際の行政コストなり事業者のコスト、運用コストということを見ると、なかなかフィージビリティとして難しいのかなというふうに思いますので、そこを切り分ける基準として、契約数ベースで届出義務の対象を限ると。これはかなり、この数値基準で拾えるわけですから、合理的なのかなというふうに思っています。

すみません、長くなりました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは三友構成員、お願いします。

【三友構成員】 三友です。少し通信から離れたところで議論を始めたいと思うのですが、最近、鉄道の分野で何が起きているかという、赤字ローカル線をさらに廃止したり、あるいはバスに転換したりするなどの動きが大変活発に起っています。

これは、ある意味では鉄道事業というものを維持するための一つのやり方だと思うのですが、今、我々の議論は、そういう将来が来る状況において、国民の負担において、この通信というもの、特に地域における通信というものを維持しようという、そういう制度をつくらうとしているわけでございます。

それがいいか悪いかというのは、これはまた国民の判断があるかとは思うんですけども、ただ、やはり人口がこれから急速に減っていく中で、地方の通信をどういうふうに維持するかというのは、今この時点で考えられるような状況を超えた状況が起こる可能性があるというわけでありまして。

そういう意味では、制度そのものをやはり柔軟に設計する必要があるだろうというふうに思います。制度は一旦つくってしまうと、これが20年、30年、40年と長く続くものでございますので、制度そのものを柔軟に設計するということが必要だろうというふうに一つ思います。

それと、場合によってはその負担金が非常に大きくなっていく可能性もあるわけでありまして、そういう負担の上限というものをある程度考えていかないと、場合によっては非常に大きな負担を国民に強いるケースがあり得るかなというふうに思っております。

例えば海底ケーブルは非常にコストがかかりますけれども、そういったものを維持するために、かなり莫大なコストがかかる可能性もあるわけであります。

最終的にはエンドユーザーが、ブロードバンドユーザーがこれを負担していくわけですが、本気で国民の支持が得られるのかどうか、理解が得られるのかどうかということは非常に重要なところでございまして、柔軟な制度設計とともに、国民の理解を得るといことも非常に重要なミッションになるのではないかというふうに思います。

我々はずいつい、制度の中身とか、あるいは受益する側の議論に終始しがちなんですけども、実は今回のこの制度によって負担が生じる側もあるわけでありまして、やはりそちら側も考慮していかなきゃいけないだろうというふうに思います。

私からの発言は以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

オブザーバーの方々も含めて、御発言希望があればお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは大橋オブザーバー、お願いします。

【株式会社NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。林構成員から、I o Tサービスの負担の扱いについての御意見をいただきましたので、当社の考えを御説明させていただきます。

当社の考えは、林構成員がお考えになってコメントされたところとかなり近いものがございます。弊社のI o Tサービスの提供実態といたしましては、お客様の利用の形態にもよりますが、大宗が特定の相手との通信に向けられているものであり、かつ、接続の形態も弊社の交換機とお客様とのサーバーを専用線で直接結ぶような形で、インターネットに抜けない形態がほとんどとなっている状況でございます。

また、通信の方法につきましても、いわゆるブロードバンドのような太い帯域を使う通信形態はほとんどなくて、いわゆるLTEなど、通信方式としては普通のものを使いながらも、端末でI o T向けの仕様に変えて、低電力かつ低速度のI o T専用の通信方式を行っているという形がほとんどでございます。

したがって、ブロードバンド基盤の広がりや踏まえた受益という観点においてはかなり限定的でありますし、また、ブロードバンドサービスを利用しているかという点においても、速度などの観点で、一般のスマートフォン向けのサービスとは大きく異なり、限定される場所もございまして、負担の在り方について特別な検討をいただくというこ

とについては、当社も合理的であると考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。他の構成員、あるいはオブザーバーの方で御発言希望があればお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、よろしければ、事務局のほうからコメント等ありましたらいただけますでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 事務局です。多くの御意見を賜りまして誠にありがとうございます。事務局からのコメントとしましては、まず、前半部分と後半部分に御意見をいただいておりますので、それぞれについてコメントしたいと思います。

最初に前半部分としましては、藤井構成員からのコメントということで、固定無線ブロードバンドにつきましては、地域BWA・ローカル5G型とMVNO型を分けて考えるということについての賛同意見がありました。

特に、地域BWA・ローカル5G型では、専用の周波数がありますが、MVNO型は、MNOが携帯電話で使っている周波数を利用するため、安定性やつながりやすさというところに差があるということで、そういった差を含めて今後どう考えていくのかというところが、ポイントになると考えております。

また、藤井構成員から、名目速度の基準につきましてはHFCの特性を踏まえて、下りについて名目30Mbps以上とすることについて、賛同意見として承っております。

2つ目は、相田主査代理から用語の書き方につきましてコメントがございました。

基本的には、二号基礎的役務の提供に係る回線設置事業者の区域ごとの回線設備の設置状況、この回線設備の設置状況というのはどのくらいの世帯へ提供可能かというものでございます。

費用の算定対象となる設備につきましては、アクセス回線設備と海底ケーブルということを挙げさせていただきましたが、そことの関係も含めて明確になるように、記載をうまく工夫していきたいと思っています。

3つ目が、関口構成員からのコメントを踏まえまして、ワイヤレス固定電話が提供されるエリアというのはそもそも有線が引けないようなエリアということ念頭に置いた場合、そこへブロードバンドサービスを提供しようとしても、なかなか有線での提供が難しいエリアとも考えられますので、そういったエリアでの無線による提供可能性について、NT

T法の自己設置設備要件の制約というのがある中で、ここをどう考えていくのかということになります。

N T T東西からは、この点につきまして柔軟に検討してほしいという要望があったと認識しています。

また、他事業者からは、検討すること自体については賛同の御意見があったと認識しています。その際の留意点として、S I Mの持ち運びができてしまう問題であるとか、N T T法の制約、地域の競争環境、いろんな論点があると思いますので、こういった点も含めて、今後検討を進めていくことが必要になってくると思います。

長田構成員からは、無線の活用についてコメントがございました。

集合住宅とかマンションで光ファイバーが提供できないようなところを、足回り回線に無線を使って、固定無線ブロードバンドというのがそこで代替的な役割を果たしているというような実態が、5 Gやローカル5 Gの普及によって、これまで以上に起きてきています。

要するに、足回り回線を光ファイバーで提供できないところを、固定無線ブロードバンドが代替するというような提供形態が実際に起きてきていますので、今回のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の在り方につきましても、そういった観点というのはしっかり意識して検討する必要があると考えております。

大谷構成員からは、論点2-4の3ポツ目の記載について賛同意見がありました。また、特別支援区域での未整備エリアをどう解消していくか、民設移行をどう進めていくか、こういったところをしっかりと住民の方、地域の方にも分かるように発信していくということと、やはり計画を撤回されては困るといったような事情にどう対応するかといった点に留意するとともに、計画の撤回について特別な事情がある場合はやむを得ないケースもあるということですので、その透明性をどうやって担保するかが今後の検討課題であると認識しています。

林構成員からは、改正電気通信事業法第110条の3第1項第1号で、二種適格事業者の指定の要件として二号基礎的役務の収支表の公表がありますが、この収支表は支援区域に限定した収支でいいのか、全体の収支が必要ではないかといったような御意見がありました。

この点につきましては、資料4-1の37ページを御覧いただければと思います。

このページを見ていただきますと、一般支援区域は、二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合に赤字の一部補填をするということですので、そもそも収支表で全体の収支が赤字

であるということが確認できないといけないので、一般支援区域については、全体の収支表の公表が必要になると考えております。

また、特別支援区域につきましても、全体の収支が赤字の場合と黒字の場合では支援の対象範囲が異なり、つまり、既整備の回線設備を含むのか、それとも新規整備または民設移行した回線設備だけなのかといった点が今回の論点5-2-1のポイントでございますので、特別支援区域であったとしても全体の収支が赤字か黒字かというのは把握する必要がありますため、二号基礎的役務全体の収支表の公表が必要になると考えているところでございます。

三友構成員からは、27ページの論点3-2の3ポツに関し、競争中立性という観点からローカルエリアの競争についてコメントがございました。

競争中立性の観点から、悪意で参入してきた人をどう排除するのかという問題だと思います。

論点では、町字の区域において50%超の世帯カバーできる回線設備の規模を要件にするということは、一定の投資が必要ではないかと思われまます。

また、競争事業者が入ってきたとカウントされるためには、50%超の回線設備を自ら投資して、かつ1年以上継続して役務提供しなければならないということを今回論点として示しておりますので、それなりの要件を課していると考えられます。そのため、悪意で参入するために、ここまでの投資を行い、1年以上も継続して役務提供できるのかといった点は、見極めていかなければならないと考えておまして、今回事務局でお示した案としては、このくらいの要件を設定すれば、悪意のある参入というのはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

岡田構成員からは、同じように23ページの計画に関して、無線の利用も含めた計画の策定・公表が必要ではないかとコメントがございました。

NTT東西の場合は、NTT法の自己設置設備要件の課題がありますけれど、それを除けば、人口減少が進む中で、全てのエリアにおいて、必ず光ファイバー等の有線でなければならないということが現実的でないケースも考えられますので、そういったことも踏まえまして、今回、二号基礎的役務の範囲に無線というものも論点として示しておりますので、そういった論点の議論も踏まえた計画の策定・公表が必要になるのではないかと考えております。

春日構成員からは2点ございました。まず、無線につきましては、先ほどの藤井構成員

からのコメントと一緒に、地域BWA・ローカル5G型とMVNO型というのを特性の違いから分けて考える必要があるということと、卸先事業者に対する規律につきましては、ソフトバンクからも御意見がございましたけれど、林構成員、春日構成員からの御意見を踏まえましても、基礎的役務の適切性及び公平性を担保するために約款の届出義務が課されるのですが、届出がなされれば行政が能動的に確認をして、問題があれば約款の変更命令が可能ですので、本来であれば、林構成員及び長田構成員の御意見のとおり、全ての事業者にそういった規律が課されることが望ましいと考えます。

ただし、卸先事業者の数も非常に多いということで、およそ1,200者を全部確認することが現実的なのかということですので、代替的な手段として、届出義務が課されない事業者につきましては、行政で中身をしっかりと確認する必要があると考えれば、報告徴収を行って、業務改善命令で必要な措置を行えるということがポイントだと思います。

次に後半部分の御議論につきましては、相田構成員、林構成員から、I o Tの回線数を負担金の算定に含めることについて御意見がありました。

この点について、まず、NTTドコモから、I o Tサービスについては一部インターネットに抜けるものがあるものの、大部分のI o Tサービスが現状、特定の通信先に向けた通信に限定されているということで、受益者負担との関係で受益性が弱いのではないかと御意見だったと認識しています。

もう1つが低速度・高速度に係る速度の問題でございます。

負担金を負担する事業者というのは、改正電気通信事業法では、49ページの下にございます「高速度データ伝送電気通信役務を提供する」事業者となっていますので、通信速度で切り分けることも大事なポイントになると認識しています。

では、I o Tでまさにインターネット網に抜けるものですか高速なものというのを個別に切り分けていくとなると、確かに今回、これから新しい制度の施行に向けて、制度の開始からこれだけ複雑に切り分けて制度を運用していくのが現実的なのかという問題もあるかと思っておりますので、本日頂戴した御意見も踏まえまして、事務局としてもしっかり整理していきたいと考えております。

最後に、三友構成員から、鉄道の事例の御紹介がある中で、やはり今回のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度というのが、これから人口減少が進む中で地方の通信をどう維持していくのか、負担者の観点もしっかり考慮して、制度そのものを柔軟に設計する必要があるとの御意見でございました。

この点については、そのとおりだと認識しておりますので、技術がどんどん進化していく中で、技術革新の動向も踏まえながら、制度が柔軟に対応できるように、今後の制度設計において、そういった観点もしっかり考慮していきたいと考えております。

また、海底ケーブルは、莫大なコストがかかるのではないかといた御意見がございましたけれど、この点につきましては37ページを御覧いただければと思います。

対象の設備としてはアクセス回線設備と海底ケーブルというふうに書かれてはいますが、支援対象の範囲としては、論点5-2-1において、今回できるだけ限定を課そうとしています。

ここでは、二号基礎的役務の全体の収支が赤字の場合は、もちろん既存の設備も支援の対象になりますけれど、例えば、特別支援区域については、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合であったとしても、支援の対象を特別支援区域の指定後に新規整備したものや民設移行したものに限定しようとしており、これはアクセス回線設備も海底ケーブルも同じでございますので、支援は真に必要な範囲に限定して、負担金が過剰に大きくならないようにという御意見も含めて、しっかり整理していきたいと思っております。

長くなりましたけれど、事務局からは以上でございます。

【大橋主査】 丁寧にご回答いただきましてありがとうございます。

今の事務局からの御回答も踏まえて、全体を通じて、もし御質問、御意見等あればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。今はちょっと話題になっていない論点としまして、周知の在り方についてコメントさせていただきたいと思っております。

おおむね事務局で取りまとめていただいた、負担金算定の在り方も等も含めて賛成意見ではあるんですけども、やはり電話のユニバと同じ考え方で整理されている部分というのが、非常に説得力もある部分だと思いますし、利用者に向けて周知するときにも、電話とのパラレルに考えられる部分というのは、今、既に利用者の方にも認識されているところですので、分かりやすく理解いただけるのではないかと感じております。

ですので、電話のユニバと同じ部分については、これこれこういう理由で同じなのだという点を明らかにする必要がありますし、また、電話のユニバと違う発想で制度設計している部分について、やはりその理由というのでも伝わるような説明をしていく必要があるのではないかと感じているところです。

広く負担される趣旨としてこの制度をつくられていますけれども、やはり負担者にとっての負担感を小さくするとか、あとは持続可能な制度にするための様々な仕掛けがしてあるところもあります。

例えば、資料で言いますと43ページから45ページぐらいにかけての負担金のところの、卸元で負担するというものと、それから全体の3%にとどめるというあたりも含めて、こちら辺は電話と同等の考え方にのっとっているわけですがけれども、それと異なる考えで整理されている部分というのは、ブロードバンドの特性によって、なぜそうなっているのかといったことが分かり、なおかつ、そのメリットを生かしてもらうための呼びかけのようなものも、周知策の中にあってしかるべきではないかと思っておりますので、述べさせていただきます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。後段の最後に三友構成員から御発言がございました、このブロードバンドユニバを肥大化させない工夫が必要なのだという点は、非常に重要な御指摘だったと思うんです。

それに関連して、海底ケーブルはかなり金食い虫だという話を頂戴して、柳迫調査官からは、公設から民設への移行等で限定して絞り込んでいくというお話があったんですけども、この海底ケーブルは実は結構公的資金が入っているケースが多くて、離島振興を含めて様々な資金の補助を含めて、事業者の負担というのはそれほどかからないようにしているようなケースが多いように記憶があります。

ただ、実態が今ひとつよく分からないので、そのような、最近でいうとデジタルインフラ強靱化基金だとか、様々な公的なお金がここに投入されるはずなので、そういった規模感みたいなことが分かるような資料を、ちょっと事務方で整理したものが用意していただけるようであれば、この海底ケーブルの負担ということについて少し、文系の人にも私たちにも理解が深まるように思いますので、ぜひ資料提供をお願いできたら幸いです。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。林構成員、お願いします。

【林構成員】 ありがとうございます。先ほど御議論のあった周知の在り方についてなんですけれども、私も、大谷構成員からも御言及があったように、電話のユニバとの比較

において説明していくというのが非常に分かりやすいのかなというふうに思っていて、例えば制度が固まっていない段階で、1回線数負担額何円という形で先走って腰だめの数字のようなものを上げるというのは、不要な誤解であるとか混乱を生むおそれがありますので、よくないというふうに思います。

確かに、数字の規模感があると一般市民にとっても分かりやすいんですけども、ただ、数字というのは一旦出すと独り歩きしてしまいますので、これも電話のユニバのときと同様に、認可が済んだ段階で周知して御理解を求めていくというのが、誤解を招かずに済んでよいのかなというふうに思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。三友構成員、お願いします。

【三友構成員】 三友です。先ほど離島ケーブル、海底ケーブルの話を申し上げましたのは、電話のユニバーサルサービスにおいて、たまたまベンチマークが非常に大きく跳ね上がるようなケースがあったものですから申し上げた次第であります。

そういうことが今回のブロードバンドユニバにおいてあるかどうか分かりませんが、人口が減少することによって、システム的に、制度的に繰り入れる対象が変わるようなケースが起り得るということで、今回の電話のほうのユニバの制度においても、相当規模の単価の変更が起り得たわけですから、そういうこともありましたので申し上げた次第です。

詳しくは電気通信事業部会の第126回の資料の126-2というのに載っておりますので、これはもう公表されているものですから、こういったことが起こらないということが大事だと思いますので、人口減少時代を見据えて、制度設計をしっかりとしなきゃいけないということで申し上げました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田でございます。周知について、重要であるという御指摘には賛成しております。

林構成員がおっしゃった、ある程度制度が固まってからのほうが誤解とかそういうものを呼ばないのではないかと、確かにそうなんですけれども、三友構成員からの御提起もありましたけれども、今後こうやって人口減少の日本において、何を国民負担で守っていくのかという議論につきましては、やはりきちんと早い段階からみんなが考えていくべきで

はないかなというふうに思います。

制度が固まってしまって、もうこうなんです、と言われて「はい」というふうになっていくので本当にいいのかというのはやはり思いますので、説明の仕方とかいろいろ難しいとは思いますが、できるだけ早い段階から、まずはある程度の、国民全員に同じメッセージを流すというよりは、いろいろ考えているようなところに向かって議論を喚起していくというのは、何かそういう仕組みが必要じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。大変様々な観点から御議論いただきましてありがとうございます。また、事務局には相当丁寧に論点を拾い上げていただきまして、必ずしも全てカバーできたわけではないですが、触れていない部分というのはおおむね構成員の皆様方、御了解されていたのかなというふうに受け取っています。

もし後日、追加で御質問なり御意見なり思いついた場合、事務局にお知らせいただければと思いますので、事務局のほうからその件の照会をさせていただきます。御確認いただければというふうに思います。

それでは、意見交換のほうはこれにて終了とさせていただいて、事務局から今後の予定等について御連絡いただければと思います。

【加藤事業政策課課長補佐】 事務局でございます。先ほど大橋主査からも御案内いただきましたとおり、構成員の皆様におかれましては、もし追加の御意見、御質問がございましたら、後ほど事務局より照会の御連絡を差し上げますので、御確認をいただけますと幸いです。

また、次回会合の日時、議題等の詳細につきましては、別途御連絡させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、本日のワーキンググループは以上で閉会とさせていただきます。

朝から大変熱心に御議論いただきましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。

以上